

J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 これまで通勤・通学定期券等でJ R 吉都線を利用したことがなく、初めて通勤・通学定期券を購入する者に対し、J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することで、新規の利用者増加を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) これまでJ R 吉都線を通勤・通学定期券で利用したことがなく、新規で定期券を購入しJ R 吉都線を利用する者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 国及び地方公共団体の職員でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費については、予算の範囲内で、J R 吉都線の区間を含む通勤・通学定期券の購入費用とし、補助対象者1人につき1回限りとする。

- 2 補助額は、1か月分の通勤・通学定期券の購入費用額分とする。
- 3 3か月及び6か月分定期券の場合は、1か月分の定期券購入費の相当額を算出した額とし、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 通勤定期券の補助額については、通勤定期券の購入費用から勤務先から支給される通勤手当の額を差し引いた額を上限とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- 5 J R 吉都線以外の区間を含む通勤・通学定期券を購入した場合は、J R 吉都線の区間に限って算出した額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、通勤・通学定期券を購入した日の翌日から起算して1月を経過した日から別に定める受付期日までに補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添え、J R 吉都線利用促進協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記様式第2号)
- (2) 通勤・通学定期券の領収書又は通勤・通学定期券の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 補助金の交付額の確定は補助金の交付決定と同時に行うものとする。

(補助金の交付決定及び交付額の確定の通知)

第6条 会長は、補助金の交付決定及び交付額の確定を行ったときは、速やかにその決定の内容及びそれに付した条件を「JR吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金交付決定及び交付額確定通知書」(別記様式第3号)により補助対象者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 補助対象者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はそれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して10日以内に申請の取り下げを行うことができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助対象者は、第6条による通知があったときは、「JR吉都線通勤・通学定期券購入費モニター補助金交付請求書」(別記様式第4号)を会長に提出するものとする。

3 会長は、前項の規定による交付請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に補助対象者へ補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第9条 会長は、補助対象者が偽り又は不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助事業の取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときには、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 この要綱の規定により、会長に提出する書類の部数は原本1部とし、その様式は別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係るJR吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金から適用する。

J R 吉都線利用促進協議会
会長 殿

住 所
氏 名
勤務先企業名
(又は通学先学校名)

補 助 金 交 付 申 請 書

J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金交付要綱の規定により、
関係書類を添えて次のとおり申請します。

定期券使用区間	～
定期券有効期限	年 月 日 ～ 年 月 日
J R 吉都線利用区間	～
通勤・通学定期券購入金額 (A) ※複数月分の定期券の場合 は、月数で除した金額	円（1か月分） ※1円未満切り捨て
通勤手当支給額 (B)	円（1か月分）
補助金交付申請額 (A-B)	円 ※1,000円未満の端数切捨て

<添付書類>

- 誓約書（別記様式第2号）
- 定期券購入領収書又は通勤定期の写し
- 通勤手当が支給されている場合は、その金額等が分かる資料
- その他会長が必要と認める書類

年 月 日

J R 吉都線利用促進協議会
会長 様

住 所
氏 名
(生年月日 (性別))
電 話 番 号

誓 約 書

私は、 年度 J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金の交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※ チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

これまで、通勤・通学で定期券を購入し、J R 吉都線を利用したことがありません。

補助金交付にあたり、これまでの定期購入履歴や本補助金を利用する定期購入から1か月以内の定期解約が疑われる場合等に、本協議会から九州旅客鉄道株式会社に対し定期解約の情報照会をすることに同意します。

次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

県税に未納はありません。

様

J R 吉都線利用促進協議会
会 長

年度 J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金交付決定及び
交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金については、J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター補助金交付要綱第5条に基づき次のとおり交付することに決定し、交付額は、交付決定額と同額に確定しましたので、同条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容 交付申請内容のとおり
- 3 交付決定条件 交付要綱の定めに従うこと
・不正等が判明した場合、補助金返還の対象となります。
- 4 交付確定額 円

J R 吉都線利用促進協議会
会長 様

請求者
住所
氏名

J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金交付請求書

年 月 日付け吉都利促協第 号で交付決定及び交付額の確定のあ
った 年度 J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金について
は、J R 吉都線通勤・通学定期券購入費モニター事業補助金交付要綱第8条の規
定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店
預金口座	1 普通 2 当座	口座番号
口座名義人	フリガナ	
	名 称	